

免税軽油の申請に係る必要書類

業種：漁船、船舶

免税軽油使用者証

提出書類(○は必須、△は場合によって必要)	様式種別	新規	更新	書換
【申請書類】				
免税軽油使用者証交付申請書	個人、単独：省令第16号の16様式 団体、共同：省令第16号の17様式 甲(乙)	○	○	
免税軽油使用者証書換申請書	様式第131号			○
免税軽油使用者証返納書	様式第132号		○	
【添付書類】				
誓約書	省令第16号の18様式	○	○	△※2
漁船は動力漁船登録票(検認証印欄の箇所も含む) 船舶は船舶検査証・船舶検査手帳	できれば原本(県税でコピーして返却)	○	○	○(船の変更追加の場合は提出)
使用機械の写真(前・横・後・アワーメーター、型式のわかるプレート)※3	A4版の紙に貼付または画像出力	○	○	
使用機械のカタログ	任意の様式	△		
1時間当たりの燃料消費量	任意の様式	△		△
燃料貯蔵庫(免税軽油用タンク)の容量、写真および配置図(貯蔵庫がある場合は必須)	任意の様式	△	△	
商業・法人登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(法人の場合は必須)	法務局交付	△	△	

※1 写真はA4版の用紙に貼付してください。デジタルカメラで撮影し、A4版の紙に出力したのも可とします。

※2 使用者証に新たに漁業従事者を登録(追加)する場合に、その方の誓約書が必要です。

免税証

提出書類(○は必須、△は場合によって必要)	様式種別	新規	追加	交換	返納
免税証交付申請書	第16号の21様式	○	○		
免税証交付申請算出明細書	県指定の様式	○	○		
免税軽油使用者証	個人、単独：省令第16号の19様式 団体、共同：省令第16号の20様式 甲(乙)	○	○		
軽油引取税免税証交換申請書	任意の様式			○	
免税証	県税が交付したもの(省令第16号の13様式)			○	
軽油引取税免税証返納書	様式第134号				○
免税証	県税が交付したもの(省令第16号の13様式)				○
納品書等の写し			○		
返信用封筒(570円切手貼付)(申請数量500g以下で郵送による交付を希望する場合)※1	封筒は角2号(332mm×240mm)程度の大きさ	△	△	△	

※1 レターパックプラス(520円)でも可。

免税軽油の引取り等に関するもの

提出書類(○は必須、△は場合によって必要)	様式種別	新規	交付	交換	返納
免税軽油の引取り等に係る報告書	省令様式第16号の30様式		○		○
免税軽油受払状況表	任意様式		△		△
納品書等	任意の様式		○		○

※1 機械等が複数ある使用者については提出の必要があります。